

## 保険ファンドの古典的命題と所謂家計保険との理論的体系化について(Ⅱ)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2012-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 押尾, 直志 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/12772">http://hdl.handle.net/10291/12772</a>

# 保険ファンドの古典的命題と所謂家計保険との理論的体系化について(Ⅱ)

押尾直志

## 目次

はしがき

### I マルクスの古典的命題の限定的解釈

(1) 派生的形態把握——箸方教授の方法論とその問題点, および書簡への回答——

(2) 新範疇設定による把握——H. バーダー教授の方法論とその問題点——

### II マルクスの古典的命題と保険制度の

統一的解釈

(1) 自家保険に対する汎歴史性付与による把握——J. ボンセルィ教授の方法論とその問題点——

(2) 入用理論による把握——D. チャバイ氏の方法論とその問題点——

III マルクスの古典的命題の創造的発展——笠原教授, JI.A. モティレフ氏の方法論および私見——

あとがき

## II マルクスの古典的命題と保険制度の統一的解釈

### (1) 自家保険に対する汎歴史性付与による把握——J. ボンセルィ教授の方法論とその問題点——

第I章の第(2)節で取り上げたバーダー教授と, 本章の第(1)節で取り上げる J. ボンセルィ教授 (Joze Boncelj) および第(2)節で取り上げる D. チャバイ氏 (Dezsö Csabay) の三者間における論争とその経過については, すでに印南教授によって詳細に紹介されており, 周知のところである。

本節では, 前章第(2)節のバーダー教授につづいて, ボンセルィ教授の, マルクスの保険ファンドの命題と家計保険との理論的体系化における方法論とその問題点について, そして次節では, チャバイ氏のそれについて考察することにする。

ボンセルィ教授の保険ファンドに関する論著のうち、ここで取り上げるのは、「カール・マルクスと保険」(“Karl Marx und die Versicherung”, ZVersW, 1971,4.)と「社会主義諸国の保険理論に対するカール・マルクスの影響」(“Der Einfluß von Karl Marx auf die Versicherungstheorie in den sozialistischen Ländern—Eine Erwiderung auf den Beitrag von Dezsö Csabay”, ZVersW, 1973, 1.)の二つの論文である。

まず、この二つの論文におけるボンセルィ教授の見解を要約してみよう。

教授は、マルクスの規定した保険ファンドの創造理由について、「……資本主義的生産方法が止揚された後にも、保険が存続しなければならないというマルクスのことばは、社会主義においてもまた共産主義においても、という意味に解すべきである。「ただし、共産主義下の経済においては、国民経済全体の自家保険としてのみ保険は可能である<sup>(1)</sup>」。「……社会主義の下において保険が存続するのに反して、共産主義の下では存続しないということは、マルクスは全然言っていない。また共産主義的経済制度の下においてもそれをゆるがしうるような大災害がおこることはありうるのであるから、共産主義の下でも保険は必要であると見なければならない……<sup>(2)</sup>」(傍点筆者)と述べているに過ぎない。しかも、経済制度をゆるがしうるような大災害発生の可能性を、すでに自明の事柄としてたんに指摘するだけで、保険ファンドの創造理由についての分析を済ませてしまっている。

また、上記の引用から明らかなように、ボンセルィ教授は、マルクスの言う保険ファンドを保険(制度)と直接に結び付け、共産主義下における保険存在の可能性を認めて、その理由を次のように述べている。「マルクスが述べているように保険基金(A)は、共産主義の下においても形成されねばならない。何故ならばその存在は、マルクスがハッキリと証明したように、全ての社会秩序において必要であるから……<sup>(3)</sup>」と。

さらに、マルクスが『資本論』の中で保険ファンドとその管理主体との関連について、「……保険会社が別個の事業としてこの保険ファンドを管理するかどうかは、事の性質を変えるものではない<sup>(4)</sup>」(傍点筆者)と述べている箇所を引

用し、その解釈について、次のように主張する。

すなわち、「その重点は『別個の事業』 separaten Geschäft に置かれている。マルクスはしかも、保険会社 Assekuranzgesellschaften についてのみ述べているのであって、——チャバイが言うように——その他の保険施設、営利を追求しない保険施設(相互組合 Gegenseitigkeitsvereine, 公的保険機関 öffentliche Versicherungsanstalten) については、述べていない。しかし、『別個の事業』という点は、保険会社と同様、後者(公的保険機関……筆者注)にも妥当する。というのは、つまりその機関があらゆる保険ファンドを『別個の事業』として管理するからである。しかし、それが保険施設 Versicherungsorganisation でないことはたしかであろう。したがって、保険施設による保険 die Versicherung bei den Versicherungsorganisationen (別個の事業として保険ファンドを管理)として残る唯一のものは、自家保険(個別事業として保険ファンドを管理するのではない)である<sup>(6)</sup>」。

つまり、ボンセルィ教授の言わんとするところはこうである。マルクスは、保険施設が「別個の事業」として行なう保険制度を通じて形成されるファンドを「保険ファンド Assekuranzfonds」と規定した。したがってまた、マルクスが言う意味での保険(ファンド)に該当する他の形態としては、唯一自家保険のみである。

資本主義の下で「極めて稀な例とは言え、保険の原理にもとづいていることが承認されている自家保険 die Selbstversicherung が存在する<sup>(6)</sup>」。それに、「共産主義に到ったならば、もはや資本主義の残滓はあらわれない<sup>(7)</sup>」。したがって、「共産主義においては、必然的に自家保険が(危険の平均を通じて経済的)保障(を創造する唯一のもの……筆者注)となるのみならず、純然たる保険というものが立ち現われることになるのである<sup>(8)</sup>」。というのも、「私——ボンセルィ教授…筆者注——は、保険の本質を『危険平均による経済的保障の創造』と考えており<sup>(9)</sup>、社会主義ではもちろんのこと、貨幣制度が消滅する共産主義でも「危険平均による経済的保障の創造」として、唯一、自家保険が存在することになるから、である。

また、したがって、保険ファンドには財保険の保険ファンドのみでなく、人保険のためのそれも当然含まれるのである。

さらに、ボンセルィ教授は、マルクスが『ゴータ綱領批判』において、社会的総生産物の個人的分配に先立つ全社会的必要控除の一つとして掲げた第二段の第三項、「貧民保護その他に対するファンド」も保険ファンドの中に含まれる、と主張している<sup>100</sup>。したがって、ボンセルィ教授の見解においては、マルクスの言う保険ファンドの形成源泉は、剰余生産物と必要生産物の双方である<sup>101</sup>、ということになるのである。

以上がボンセルィ教授の、マルクスの保険ファンドの命題および独自の「保険」についての見解である。

ボンセルィ教授のこうした見解に対して、論争に参加している他の二者、バーダー教授とチャバイ氏が強く批判していることはもとより、彼らの論争を紹介された印南教授も批判的感想を述べられている<sup>102</sup>。

筆者は、ボンセルィ教授の見解に批判的なこれら諸論者の主張を考慮しつつ、本稿の主旨に沿って若干の検討を加えてみようと思う。

本節の冒頭で示したところであるが、ボンセルィ教授の見解では、「保険ファンドの創造理由」についての分析がほとんどなされていない——その点は、前章の箸方・バーダー両教授も変らない——。しかも、教授は、独自に下した「保険」の定義にもとづいて「保険」と保険ファンドとを一方向的に等置せしめ、マルクスの叙述を修正し、「保険」を汎歴史的存在として位置づけているのである。

保険ファンド創造の客観的必然性をすでに所与のものとして前提し、独自の定義にしたがって「保険」をそのための唯一の手段とする方法論的欠陥は、まず第一に保険ファンドの命題の解釈上、根本的な矛盾を露呈することになるのである。

マルクスの規定した保険ファンド *Assekuranzfonds* は、後述する笠原教授やモティレフ氏によって論ぜられているように、社会的総再生産過程としての生産過程を、社会発展の歴史的な諸段階における支配的生産諸関係と自然との

相互関係から生ずるさまざまな否定的作用、つまり偶発事故や災害から保護するという客観的必然性をもった目的的使命を担うべき準備である、と解せられる。また、それゆえにこそ、保険ファンドの創造は、マルクスが明言しているように、当該資本主義社会にのみ限局されず、その崩壊の後にも存続されなければならないのである。

これに対し、ボンセルィ教授は、資本主義崩壊後の社会主義、共産主義における保険ファンド存続の必然性を認める一方で、保険——もちろん、家計保険を含めて——の存続も認めようというのである。したがって、ボンセルィ教授によれば、保険ファンド *Assekuranzfonds*=保険 *Versicherung* という等式が成り立つことになるのである。しかも、ボンセルィ教授は、マルクス自身がそのように述べているかの如き主張さえしているのである<sup>93</sup>。

ボンセルィ教授は、まず保険ファンドの創造理由の分析において、「経済制度をゆるがし得るような大災害発生の可能性」をすでに所与のものとして前提してしまったのであるが、しかし、果してこの理由のみを以て、保険の存在を十分に説明し得るであろうか。

前に示したように、ボンセルィ教授は、保険の本質を「危険平均による経済的保障の創造」に求めている。しかし、この標識は、教授の言うような保険の社会経済的な本質ではなく、むしろ保険技術的側面である。したがって、それは、マルクスの規定した保険ファンド創造の歴史的形態としての保険制度の、たんなる一側面を表わす事柄でしかない。

しかし、ボンセルィ教授はこの事柄に、「……それに必要なところの基金形成のための貨幣的ならびに現物的過程、その基金の管理および分配<sup>94</sup>」という意味、内容をもたせている。したがって、ボンセルィ教授の指摘する保険の本質は、保険ファンド創造の歴史的形態の一側面である保険技術を中心として、本質的意味内容をもつ側面を付随的条件として加味したもの、と言えるであろう。しかし、このように、歴史的側面と汎歴史的側面とを一つの経済的範疇の本質として表現すれば、不可避免的にその本質は曖昧になってくる。

たとえば、ボンセルィ教授は、「……不規則で予想できずに起こるところの

損害事故の結果が、保険の助けによって長い期間にわたって次第に分配される  
ところに保険の本質がある。したがって、単一の危険負担者が存在して、実現  
する危険をそのたびごとに、かつ、その全額を自分で負担する場合にも、それ  
は保険<sup>99</sup>」であるとして、「危険平均による経済的保障の創造」に保険の本質  
を求めている。しかし、必ずしもファンドの形成を必要としない場合も想定さ  
れるのではないだろうか。

このような論理的不統一の原因は、まず保険の本質をマルクスの規定した保  
険ファンドの創造に求め、然る後それが、社会発展の諸段階における支配的な  
生産関係と経済法則とによって規定された歴史的形態として保険を考察しなかつた  
ことによるのである。

このことはまた、保険ファンドの形成源泉についても、次のような問題点を  
生ずる。

マルクスが保険ファンド形成の対象としたのは、生産過程における労働手段  
と労働対象に係わる偶発事件に関してである。したがって、資本主義経済にお  
いては主として、それら生産手段の所有者である資本家階級に関連することにな  
る。つまり、所謂企業保険としての財保険——企業保険としての人保険は対象外  
である——にのみ関係するのである。したがって、資本制下ではマルクスの  
言う保険ファンドの源泉は、剰余価値に求められるのである。

一方、人保険を中心にした家計保険によって形成される保険ファンドの源泉  
は、一般住民・勤労者等の所得や賃金に求められる。したがって、この保険フ  
ァンドは、マルクスの対象外であり、保険ファンドの古典的命題に含まれない。

しかし、ボンセルィ教授は、企業保険と家計保険とを独自の定義で統一した  
らうで、マルクスの言う保険ファンドと結び付けているのである。したがっ  
て、バーダー教授が批判しているように、「……ボンセルィは必然的に保険基  
金(A)の源泉は、剰余生産物並びに必要な生産物である、と主張せざるを得ない  
のである。しかしながらこれは、ボンセルィが考えるような、マルクス説の明  
確な解釈ではない<sup>100</sup>」と言わざるを得ない。

さらに今一つ、『ゴータ綱領批判』に示された社会的総生産物の分配図式の第二段の控除の第三項、「労働不能者等のためのファンド」の解釈の仕方について問題点が生ずる。

この点について、バーダー教授も触れているので、まずその批判内容を見てみよう。

「マルクスは……ゴータ綱領批判において次のように述べている。『上に挙げた三種類の控除を行なったのち、社会的総生産についてなお残っている部分は、社会的消費のための控除をなすべきであり、特に、労働不能者に対するファンドについても控除すべきである。』と。ところが、ボンセルィによると、このファンドもやはり、マルクスが保険基金(A)の中に包括しているというのである。問題点は、それならばマルクスはなぜ、消費のための保険基金(A)ということを行わなかったか、ということである。彼がそのような叙述をしなかったことは、冷静な読者ならば、明らかに次のように理解できるであろう。すなわち保険基金(A)は『貧民保護その他』のファンドとは同一ではない、ということである。しかしながらボンセルィは、このような保険基金(A)を『貧民保護その他』に対するものと認めざるをえないのである<sup>40)</sup>。

バーダー教授が指摘するように、「労働不能者等のためのファンド」を保険ファンドに含めるボンセルィ教授の見解には全く同意し得ないところである。しかし、バーダー教授の見解にも同意し得ないことは、本稿第Ⅰ章第(2)節で述べたとおりである。

ところで、ボンセルィ教授の見解における問題点は、以上のように、バーダー教授によってすでに指摘されているが、今少し立ち入って考察してみよう。

ボンセルィ教授は、すでに明らかにしたように、保険について独自の定義を下し、マルクスの規定した保険ファンドと等置している。その定義は、財保険のみならず、人保険をも含むものである。その理由は、「保険料と保険金という貨幣取引は、単に表面的な姿であって、肝要なことは、その背後に生活資料、建築材料その他の現物的資財の提供が伏在して……<sup>40)</sup>」おり、したがって、保険は、「危険平均による経済的保障の創造」と定義され得るから、と言うも



のである。

ボンセルィ教授は、独自の理論構成によって保険ファンドと保険とを結び付けるべきである、との見解を主張している。しかし、それにもかかわらず、ボンセルィ教授は、まず第一に、保険ファンド形成の目的、源泉あるいは適用分野について、また第二に、「生活資料、建築材料その他の現物的資財の提供」にこそその本質があるという「経済的保障」が、資本制下ではいかにして「保険」という形態を採るのかについて、さらに第三に、家計保険の存在理由ならびに資本制下と社会主義下におけるその意味、内容の相違について、詳細な説明をほとんど行なっていない。しかし、もしこれらの諸点を考慮したならば、「労働不能者等のためのファンド」を保険ファンド範疇に包括することは到底不可能であろう。

マルクスが明示しているように、保険ファンドは、社会的再生産過程における生産過程の維持、強化のための特別の生産目的的使命をもっている。そして、これは、資本制下では剰余価値から、また社会主義、共産主義の下では社会的総生産物から個々の成員に分配される前に、必要不可欠の部分として控除され、形成されるのである。

さらにまた、ボンセルィ教授がその全分野をマルクスの規定した保険ファンドの存立基盤としている、保険制度を通じて形成される保険ファンドは、総生産物の分配前に控除されるのではなく、その後各個別経済体から保険料の形で抛出されたものである——それが、企業保険であると家計保険であるとを問わず。もちろん、生産手段に係わる財保険の場合には、剰余生産物あるいは利潤、つまり剰余価値の一部であり、家計保険の場合には、小商品生産者や小経営者等を含め、主として勤労所得や労働賃金の一部である——。

然るに、「労働不能者等のためのファンド」は、等しく社会的総生産物の個々の成員への分配に先立つ全社会的必要控除であるとは言え、保険ファンドとは全く異なり、消費目的的使命をもったファンドである。しかも、このファンドは、マルクスが指摘しているところによれば、「今日のいわゆる公共の貧民救済費にあたる元本<sup>10)</sup>」である。このファンドの恩恵に浴する人々にとって、

そのための反対給付をする必要性はないであろう。ところが、保険制度を通じて形成される保険ファンドの受給者は、保険者との間に契約を取り交し、保険ファンドの形成に参加した保険契約者(被保険者をも含める)だけである。

以上、ボンセルィ教授の見解における問題点を要約すれば、まず第一に、マルクス主義保険理論に立脚する一方でまた、それを過小評価し、保険ファンドの創造理由の分析を欠いている点である。これは、マルクスがいかなる考慮のもとに保険ファンドの経済的必要性を説いたのか、またそれは、社会的生産諸関係や経済諸法則といかなる係わりをもつのかを理解するうえでもっとも重要な、そして保険ファンド論におけるもっとも根本的な作業である、と言えよう。

それにもかかわらず、ボンセルィ教授は、保険ファンドの創造を所与の客観的必然事として前提してしまっているのである。

この第一点との関連で第二に挙げられるのは、保険ファンドと保険とを等置し、保険を汎歴史的存在として貨幣的カテゴリーから切り離してしまっている点である。これは、保険ファンド創造の理由についての分析視角を欠いているからだけでなく、マルクスの理論を過小評価し、保険ファンドの利用目的、適用分野、形成源泉および社会経済的役割や機能などについてのマルクスの叙述をほとんど無視しているからでもある。

また、保険の分析方法においても、保険の中に自家保険を包含したうえで、非本質的な要素によって統一的に定義し、共産主義社会では現物的保障としてこの自家保険のみが前面に現われる、との独断的解釈のもとに保険を汎歴史的存在と極め付けてしまっているところに問題があろう。

したがってまた、第三に、保険の統一的定義において自家保険のみならず、生産手段に係わる保険と家計に係わる保険についても、経済学的な存在理由および社会的生産諸関係との関連、あるいはその意味や内容などの本質的側面からの分析が全くなされていない点を指摘することができる。これは、ボンセルィ教授が生産手段に係わる保険と家計に係わる保険、および自家保険を統一的に把握し、マルクスの言う保険ファンドと結び付けることにより、自らのマル

クス保険理論に対する理解と保険の汎歴史性を規定した定義の正当性とを主張しようとした方法論に根本的な欠陥が存するからであると言えよう。

さらに、「労働不能者等のためのファンド」が保険ファンド範疇の中に含まれるとする点を第四に挙げなければならない。以上に列挙したように、ボンセルィ教授は、まず保険ファンドの創造理由、社会経済的な機能や役割、意義あるいは内容、生産関係や生産力との関連、適用分野、さらには形成源泉などについての詳細な考察を欠いている。しかも、自家保険を含めて定義づけた保険をマルクスの命題となんらの媒介論理も持たせずに等置してしまった——というよりも、保険によるファンド形成を保険の中心的概念とせず、たんなる付随的条件として把握した——。このために、本来その内容を全く異にすべき消費目的的使命をもっている全社会的必要控除である「労働不能者等のためのファンド」までも保険ファンドと区別できなくなり、不可避的にこの範疇に含めざるを得なくなったのである<sup>20</sup>。

これによって、ボンセルィ教授は、マルクスの規定した保険ファンドの古典的命題に対する把握の仕方と独自に下した保険の定義に含まれた決定的な矛盾を自ら暴露することになったのである。

- (1) J. Boncelj, Karl Marx und die Versicherung, Seite. 607. 印南前掲稿「社会主義国における保険論争」, 15頁。
- (2) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 637. 印南同上稿, 15~16頁。
- (3) H. Bader, Karl Marx und die Versicherung, 印南前掲訳稿「カール・マルクスと保険」, インシュアランス誌第 2655 号, 15頁。
- (4) Karl Marx, Das Kapital, dritter Band, a.a.O., (前掲全集第 25 巻b), 1085 頁。
- (5) J. Boncelj, Der Einfluß von Karl Marx auf die Versicherungstheorie in den sozialistischen Ländern—Eine Erwiderung auf den Beitrag von Dezsö Csabay, ZVersW, 1973,1. Seite. 21 bis 22.
- (6) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 21.
- (7) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 23.
- (8) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 21.
- (9) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 20.
- (10) 印南前掲訳稿, インシュアランス誌第 2655 号, 10 頁。
- (11) 同上, 13 頁。

(12) 印南教授は、前掲稿「社会主義国における保険論争」のむすびでボンセルィ教授を批判して、次のように述べられている。

すなわち、「全体的に見て、論争のキッカケを作ったボンセルィの見解に、無理がある感をまぬがれない。すなわち、マルクスが保険基金を、保険会社が独自の営業として管理するか否かは、問題の本質を変えるものではない、と述べている文章の解釈として、独自の事業として保険会社以外の保険主体が経営する場合をも一括してこれを除外し、それに対立するのは自家保険のみとする点に第一の無理があり、次に自家保険というものを、真実の保険と見るところに第二の無理がある。さらにまた共産主義の段階において、貨幣的カテゴリーに属さない保険として現物的な自家保険が存続すると見るところに第三の無理がある。要するにボンセルィの見解に対し、他の社会主義的保険学者達がこぞって反対しているのはきわめて当然である、ということができよう」(22頁)と。

(13) J. Boncelj, Karl Marx und die Versicherung, Seite. 607. 印南同上稿, 「注目に値することは、マルクスの叙述において、保険があらゆる発達した経済において不可避であり、したがって、いかなる経済制度であろうと、またそのイデオロギー的な基礎がどのようなものであるかに関係なく、不可避な経済施設として、考察されていることである。したがって、彼の考えの純然たる経済的な核心が考察されるのであり、その核心は一般化の程度に応じて、資本主義経済のみならず、社会主義経済にも妥当し、したがって、『すべての社会生産様式に共通な基礎』に属するのである……」(7頁)と。

(14) 印南前掲訳稿, インシュアランス誌第 2651 号, 10 頁。

(15) 同上, 第 2651 号, 11 頁。

(16) 同, 第 2655 号, 13 頁。

(17) 同, 第 2653 号, 10 頁。

(18) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 23. 印南前掲稿, 16 頁。

(19) Karl Marx, a.a.O., (前掲全集第 19 卷), 19 頁。

(20) 笠原教授は、「労働不能者等のためのファンド」について、二瓶嘉三氏の見解に触れ、次のように述べられている。

労働不能者等の生活保障のための基金形成が、一定の経済社会つまり歴史的に規定された資本主義社会では生命保険の形をとるという二瓶氏の主張は原則的には正しいが、その場合、「生命保険」というよりもむしろ「家計保険」とすべきこと、また「生命保険は、労働不能者などの生活保障の歴史的に制約された社会的形態」として一面的に強調されると、社会主義における社会保障と資本主義における生命保険が形式的に等置されてしまい、この両者のもつ階級の性格を曖昧にしてしまう、と。そして、「……生活保障の歴史的に制約された社会的形態としては、社会主義の下でマルクスが規定する『労働不能者等のためのファンド』と同一形態である資本主義の下での社会保障、社会保険が生命保険との関連で述べられるべきである」として、保険ファンドの命題と「労働不能者等のためのファンド」および家計保険のための保険ファンドとを、一面的に、単純に同一次元で論ずることの不当性を強調されている(笠原前掲書, 86頁)。

また、モティエルフ氏も、社会主義の下での住民人保険のためのファンドの経済的本質と社会保障、社会保障との同一志向の根源を「労働力の再生産」という目的に求めているが、「しかし、この場合には、絶対的な一体とは考えられない。問題は、住民人保険のファンドは、社会成員の個

人所得から形成されもっぱら付保された人々の保険入用の充足にあてられる。しかるに一方、社会保険ならびに社会保障は社会的消費ファンドにもとづいて実現され社会のすべての人々に及ぼされるというその概念の一体的性質に係わるのである」(笠原・水越前掲訳書, 31頁)として、その相関性ととも、概念的にも、またその意義や役割についても明確な固有の性質をもつことを指摘している。

## (2) 入用理論による把握——D.チャバイ氏の方法論とその問題点——

これまで、わが国に紹介されたD.チャバイ氏の論著の一つに、1965年3月、東ドイツで開催された第2回社会主義諸国国際保険研究会議における氏の研究報告「ハンガリーにおける保険の定義と保険の社会主義的内容とに関する理論の発展」と氏から印南教授宛に送られた、ハンガリーの財産保険に関する説明書とをもとに同教授によって執筆された訳稿「ハンガリーにおける保険の理論と実際」がある。また今一つに、原文「社会主義諸国の保険理論に対するカール・マルクスの影響」(“Der Einfluß von Karl Marx auf die Versicherungstheorie in den sozialistischen Ländern”, ZVersW, 1973, 1.)がある。この内容の一部は、印南教授の前掲論文「社会主義国における保険論争」に紹介されている。

本節では、これらを参考にしながら、チャバイ氏の、保険ファンドについてのマルクスの古典的命題と家計保険との理論的体系化について考察し、その問題点の所在を明らかにする。かくして、本稿は結論的部分である第Ⅲ章「マルクスの古典的命題の創造的発展」へと展開して行くことになる。

チャバイ氏は、まず、「ハンガリーにおける保険の定義と保険の社会主義的内容とに関する理論の発展」の中で、概略(6~11頁)次のように述べている。

保険の概念規定、つまり定義の確立が保険理論の研究にとって大きな重要性を帯びているにもかかわらず、ブルジョア的な理論家たちの間では甚だしい混乱と多様性が支配し、また社会主義諸国の学者のうちでも正確な定義を与えているのは極めて僅かである。ただし、コーニン教授の場合には、初めて保険をマルクスの教義に従って再生産過程から導き出し、その財政経済的カテゴリーとしての役割を正しく認識した功績をもっている。

しかしながら、保険の概念を、その発生の根源に基づいてのみ規定するだけでは、たとえそれが精密な概念規定にとって最も重要な要素であっても不十分なのであって、その対象の全体の内容、すなわちその概念のあらゆる重要な要素を含まなければならない。したがって、保険の概念規定においては、たんに経済的な要素だけでなく、経営経済的な要素をも含む必要性がある。

かつて、われわれがバーダー教授の定義に基礎を求め、それに修正を加え、1959年12月の第1回国際会議で発表した見解は、出席者全員の反対にあったために、われわれは、自分たちの採った方法を再検討した。その結果、現存する定義の理論的分析は方法としては十分でなく、まず第一に現実、つまり経験と実践を分析し、そこから本質的なものを一般化すべきであるという認識に到達した。そこでわれわれは、当初の定義に若干の修正を加え、次のような必要にして十分な概念諸要素を決定した。

#### 「一 経済的概念要素

(一) 貨幣ファンドの形成(類概念)

(二)(a) 未来における

(b) 偶然な(個々の場合には予見しえない)

(c) 見積ることの可能な

(d) 貨幣入用を充足するため(目的)

(三) 組織された施設を通じて(手段)

#### 二 経営経済的概念要素

(四)(a) リスクの分割

(b) その分割は、掛金を支払う危険共担団体員の中で行なわれる

(五) 統計的方法によって。

これらの要素は、資本主義的保険にも社会主義的保険にも等しく当てはまる。なぜならばこれらの要素は、極めて多様な形態の資本主義的および社会主義的保険について、等しく見出すことができるからである<sup>(1)</sup>。

また、Der Einfluß von Karl Marx auf die Versicherungstheorie in den sozialistischen Ländern では、前稿で行なった保険の概念規定とマルクスの

それとを関連させ、自説の正当性を示そうと努力するのである。

「人は、レーニンの場合だけに保険の機能ならびに国民経済的な役割についての直接の教示を、その形態——国家独占——との関連において見出せる；しかし、また、準備ファンドおよび保険ファンドの源泉については、古典学者のうちでマルクスだけが示している」。しかしながら、「マルクスとレーニンは、たんに付随的に保険を扱っているにすぎない。二人とも、直接の目標を設定してその定義、概念の実質的な範囲、技術的および経営経済的な問題に取り組んだのではなかった。社会主義保険理論の外形によりいっそう強い影響を及ぼした著者、ソ連邦のライヘル教授、東ドイツの H. バーダーおよびポーランドの W. ワークロー (W. Warkallo) たちが、国民経済的な思考過程についてのみマルクスを引用する理由はそこにある。彼らは、広範囲にわたる保険理論的諸問題に関して、(彼らがそれを全く考慮に入れなかったように)、保険概念ならびに保険の技術的および経営経済的な特徴を、カール・マルクスの見解から引出すべきだ、という主張をしてはいない<sup>12)</sup>」と前置きした後、マルクスによる保険の概念規定について、次のように述べている。

「マルクスは……、保険 *Versicherung* (あるいは *Assekuranzfonds*) の概念を僅かながら規定している。しかし、マルクスは保険制度のみならず、現代の保険概念のあらゆる本質的な要素を知っていたので、彼が今日のほとんどすべての世界の保険技術者達と同様に、保険に関して同じ概念把握をしていたことは明らかである。その著書からわかるように、マルクスは、次のような本質的な特徴ならびに概念要素を知っていた。

1. 保険は、自然的災害や不幸な出来事によって引き起される偶然的損害を填補する。
2. 自然的損害、不幸な出来事およびその他の障害に対して、人は、保険のほかにも別の保障ならびに準備ファンドでも保護することができる。
3. 保険は、営利目的をもつ企業のほかに、別の機構によっても営まれ得る、たとえば、相互組合、公法的機関、国家などである。

保険ファンドが、保険会社によって別個の事業として管理されるか否かは事

態の本質を少しも変化させない、というマルクスのこの命題は、そのほかに考えられる唯一の可能性としては自家保険だけである、という意味に解することはほとんどできない(ボンセリ教授の見解に対する批判——筆者注)。われわれが見たように、多くの可能性が考えられるが、自家保険は、マルクスによって示された保険概念の本質的な特徴を含んでいないので、自家保険の可能性だけは考慮されない。

4. 保険ファンドの源泉は、生産部面では剰余価値ならびに剰余生産物、消費部面では社会の消費ファンドである。
5. 剰余価値から形成される保険ファンド *Versicherungsfonds* は、生産を保障するか、あるいは蓄積ファンドを増大する。それが実際にどのような役割を果たすかは、偶然にかかっている。
6. 保険料は経費の一部である。
7. 保険は異常な自然災害や偶発事故による破壊と関連しているので、消費のための予備と同じではないし、また修繕とも維持とも同じではない。
8. 保険の本質は損害補償ならびにリスクの分割にある。
9. しかし、保険は、個々人のリスクを取り除きはするが、国民経済的に見れば、社会的損害を取り除くことはできない。
10. 保険では、より甚だしく危険に曝されていれば、より高い保険料を支払うことになる(リスク比例保険料)が、それは等価原則の故と考えられる。
11. 自然的災害による不幸な出来事あるいは破壊に備える準備ファンドないしは保険ファンドに対する総生産物からの控除は、経済的必然である；その高さは確率計算によって定められる<sup>(3)</sup>。

以上に「……」列挙した特徴のうち、1. (偶然的損害)、2. (入用充足)、3. (機構)、7. (危険共同体)、8. (リスクの分割)、10. (リスクに比例した保険料)、11. (統計的な基礎)は、現代の保険概念の保険技術的ならびに経済的な要素であり、ほとんどどの定義の中にも見出し得るのであるが、その大部分は、自家充足の概念に当て嵌らない。

4,5,6および9に挙げたテーゼは、保険の国民経済的な特徴を論じている；



それらは、他の保障手段にも関連する。これまでに示した論証によって、保険概念および保険と他の保障手段（その中に保障準備 *Sicherungsreserven*, したがってまた、『自家保険』をも含む）との関係についての社会主義諸国の理論家の一般的な見解は、マルクスの見解と一致していることを証明し得たと思う<sup>(4)</sup>。「したがって、特別の『マルクス主義的な』定義は不必要なのである<sup>(5)</sup>」。

そして、チャバイ氏は以上を要約して、次のように主張する。

すなわち、「保険の概念は、あらゆる時代およびあらゆる経済制度を通じて二つの基本的要素、すなわち危険団体あるいは相互性（に立脚する組織——筆者注）とリスクの分割あるいは損害分割を含んでいる。これらの基本的要素は、実践経験からしてもほとんどすべての——さまざまに表現されたとしても——定義に当て嵌るのである<sup>(6)</sup>」と。

かくして、チャバイ氏は、第2回社会主義諸国国際保険研究会議での報告「ハンガリーにおける保険の定義と保険の社会主義的内容とに関する理論の発展」において規定した保険概念（諸要素）を、——チャバイ氏の言うところによれば——マルクスが規定したという保険の本質的な特徴ならびに概念要素と結び付けることにより、自ら規定した概念をもってマルクスの概念であると断言し、保険理論の研究上、もっとも重要な保険の概念規定に「成功したと信じ」て憚らないのである。

チャバイ氏の見解上、もっとも特徴的な点は、保険ファンド（ただし、チャバイ氏の場合には *Assekuranzfonds* と *Versicherungsfonds* とを同じ意味の言葉と解する。この限りでは、前節で取り上げたボンセルィ教授と同じであるが、その汎歴史上については全く立場を異にする。しかしまた、マルクス主義保険理論の本質を保険ファンドに求めようとしない方法論的立場は、ボンセルィ教授と同様である。）を、保険制度によって形成される「貨幣ファンド」と解して、その存続を商品生産社会、つまり資本主義および社会主義の二つの経済制度にのみ限局し、共産主義におけるその存続、つまりその汎歴史性を否定すること、である<sup>(7)</sup>。

保険ファンドを保険制度によって形成される「貨幣ファンド」と同一視する狭義の解釈の仕方は、ボンセルィ教授と同様である。（ただ、ボンセルィ教授の場

合には自家保険を保険の範疇に含めるのに対し<sup>(8)</sup>、チャバイ氏はこれを除外するのである。<sup>(9)</sup>

しかも、チャバイ氏は、保険ファンドと準備ファンドとの関連について、次のように述べている。「マルクスが『準備ファンド』という言葉と『保険ファンド』という言葉とを、接続詞『および und』で結び付けているところが二箇所ある。一般に、二つの同じ概念を『および』で結び付けることはないと思う。別の箇所では、これら二つの概念は、接続詞『あるいは oder』で結ばれている。この箇所は社会主義に関して述べられている。この『あるいは』は、しばしば説明的な接続詞『すなわち das heißt』と解されているが、そうではなく、どちらか一方を選ぶ意味をもつ接続詞とみなす方が正当である<sup>(10)</sup>。つまり、私(チャバイ氏)の考えでは、「マルクスは保険ファンドと準備ファンドとを区別しているのである。これらは、ともに偶発事故に対する保護を目的とするのであるが、その形態と内容を異にし<sup>(11)</sup>」、「……蓄積ファンドおよび償却ファンド等と並ぶ独自のファンドなのである<sup>(12)</sup>」。「マルクスは、準備ファンドが『機能資本、つまり貨幣資本の一部ではなく、蓄積の前の段階にある資本で、まだ運転資金に変わっていない剰余価値である』とその概念を定義している。『準備ファンドは、資本の循環が変化する状況の下で行なわれる限り、その循環過程の中でのみ、実現可能となる』。そのような場合が生ずるのは、流通過程(生産、販売等)が、たとえば不慮の自然的災害、経済的あるいは政治的危機によって攪乱される時である<sup>(13)</sup>」。

また、「……いわゆる自家保険なるものは、むしろ自家充足……もしくは自家保証……と呼ぶ<sup>(14)</sup>」べきであるが、マルクスは、「諸準備によるこの自家充足 die Eigendeckung durch Rücklagen をも『準備ファンド』のもとに示しているのである<sup>(15)</sup>」。このことは、「マルクスが自家保険ないしは自家充足について、どこにも示していない<sup>(16)</sup>」ことから明らかである。したがって、結論的には、「社会主義においても保険あるいは準備ファンドは必要である。共産主義——社会主義のよりいっそう発展した段階——では、これら両ファンドのうち、概念的にも、論理的にも、準備ファンドだけが考慮されることになるので

ある<sup>99</sup>」。

以上を要約すると、次のようになる。

保険ファンドと準備ファンドとは同じ目的的使命を持ち近似しているが、その社会経済的な内容と形態とを異にする別個の範疇である。つまり、保険は生産的領域と消費的領域における偶発的な自然災害や不幸な出来事などによってもたらされる損害を填補し、リスクを分割する。また、保険ファンドは保険制度との関連においてのみ考察されているのであって、商品生産下における金銭的カテゴリー、すなわち貨幣ファンドなのである。他方、準備ファンドは主として、流通過程上の自然的災害や政治経済的危機による攪乱に備える使命を持つ団体的、個別的な金銭または現物準備の形成である。また、準備ファンドには自家保険ないしは自家充足も含まれる。

したがって、保険ファンドおよび保険は商品生産社会、つまり資本主義社会および社会主義社会の下での経済的範疇であるのに対し、準備ファンドはあらゆる時代、あらゆる経済制度を通じて存続する汎歴史的範疇であり、共産主義においても経済的必然事となるのである。

それでは、チャバイ氏の見解の検討に移ろう。

チャバイ氏の方法論上、まず第一に指摘されることは、前節で取り上げたボンセルィ教授と同様、保険の概念規定による保険ファンド範疇の性格づけという逆説的操作を行なっていることである。

しかも、チャバイ氏は保険の統一的定義を下す際に、「生命保険の場合には、一般に損害とは見えないし、また多くの理論家——主に法律家——がその保険性を否定して来た。こうした混乱は、新しい——今日では、すでに広く知られている——入用理論によって克服されるのである。保険事故が発生した場合には入用を喚起し、それを保険は填補することになる。そして、保険事故によって引き起される損失ならびに損害が物の破壊あるいは損傷というかたちで発生するだけでなく、異常な出費、経費ならびに所得中断をも伴うことがあり得るので、損害理論のいっそう展開したものである入用理論は、損害保険および定額保険を包括するのである<sup>100</sup>」(傍点筆者)と、入用理論の援用を声高に主張して

いるのである。

こうした方法論を見るにつけ、A. ワーグナー (Adolf Wagner) の損害理論、A. マーネス (Alfred Manes) の入用理論あるいは J. フプカ (Joseph Hupka) の経済生活確保理論などに代表される従来の保険本質論の、今日でもなお諸理論家の見解——社会主義国の理論家のそれまでも——に残滓をとどめているその影響力の強さを、改めて思い知らされるのである。

マルクス主義的方法に即して保険概念を規定しようというチャバイ氏の意図に反し、入用理論の援用によってもたらされる根本的な欠陥は、おおうべくもない。

チャバイ氏は、「客観的な入用」を次のように説明する。「異常な出費、経費ならびに所得中断」などを総称すれば、それがすなわち「客観的な入用」となる。ここで使っている「入用という言葉は客観的な入用を指すのであって、主観的な欲望を意味するものではない<sup>10</sup>」と。

しかし、それらはいくまでも「主観」の域を脱せず、したがって、たとえそれらを総括したとしても、それらが「客観性」を獲得するなどということはあり得ない。換言すれば、「客観的な主観」などというものが存在し得ないのと同様に、「客観的な入用」なるものは存在し得ないのである。それはさておき、入用理論自体、「保険事故発生→入用喚起→保険金支払」という、保険取引契約の主な事柄をたんに描写するだけに過ぎないものでもある。

さらに、保険概念の本質規定において、保険ファンドは、概念の一構成要素として保険制度下の集中的貨幣ファンドと同一視され、商品生産社会に固有の存在であるという歴史的性格づけを余儀なくされてしまったのである。つまり、チャバイ氏の見解において、保険ファンドは貨幣ファンド以外の意味をまったく持たず、たんに保険の一概念要素として取り上げられているに過ぎないのである。

しかも、このように解釈され、位置づけられた保険ファンド範疇は、前に引用したように——マルクスの保険概念把握として示された 11 項目のうち第 4 項目——、生産的領域に係わる保険だけでなく、消費的領域に係わる保険——

家計保険——をも包摂してしまうのである。にもかかわらず、入用理論そのものが社会的再生産過程からまったく乖離した、抽象的、主観的な理論であるために、保険料——チャバイ氏の見解では、保険料のみがマルクスの規定した保険ファンドを形成することになる——の源泉についての分析も、たんなる表面的描写にとどまっております<sup>49</sup>、もとより次章で取り上げる笠原教授、A. ミリネル氏 (A. Мильнер) あるいはモティレフ氏などのように、国民所得の流れとの関連においてそれを考察しようとする姿勢は見られない。

マルクスが深遠なる洞察のもとに、社会的再生産過程の生産過程に関して、自然のおよび社会経済的な否定的作用に対する準備形成の必要を、「保険ファンドあるいは準備ファンド」という名称のもとに概念化したのにもかかわらず、入用理論の援用により保険制度下の貨幣ファンドとして狭義の歴史的範疇に押し遣ってしまうことから、第二に、次のような問題点が生ずる。

チャバイ氏は、「保険ファンド」を商品生産下における歴史的な範疇とする代りに、「準備ファンド」に汎歴史性を付与している。それもわれわれのように、マルクスは「保険ファンド」も「準備ファンド」も本来同じ意味、内容を表わす異称として使っているに過ぎないと考える立場であるならば、それは一見正当性をもっているかの如く思われる。というのは、これら二つの異なる名称が同じ意味、内容を表わし、たんに説明的に言い換えとして使用されているだけであると考えるのであれば、この概念を代表する名称として「保険ファンド」という語を使わずに、「準備ファンド」という語を採用することもできるからである。

しかし、チャバイ氏の場合がそうでないことは、改めて言うまでもないと思う。前に引用したところから明らかなように、チャバイ氏は、「保険ファンド」と「準備ファンド」とをまったく別個の範疇として理解しているのである。

チャバイ氏の言う「準備ファンド」は、自然災害や政治経済的危機などによってもたらされる損害を填補するという使命を担っている。また、その適用分野は生産的領域に限られることなく、消費的領域をも包括しており、それがマルクスの見解と一致するかの如く主張しているのである。

チャバイ氏が「保険ファンド」と「準備ファンド」とを分離し、「準備ファンド」にこのような意味、内容をもたせざるを得なくなったのは他でもない。第一の問題点として示したように、「保険ファンド」を保険制度下の貨幣ファンドに限定してしまったことで、生産と消費の両分野におけるその他のあらゆる損害補償手段をこの「準備ファンド」のもとに一括し、それに汎歴史的性格を付与せざるを得なくなったからである。

かくして、チャバイ氏は、「準備ファンド」範疇に「労働不能者等のためのファンド」と社会保険のための保険ファンドをも包含し、そのような解釈の仕方こそがマルクスの見解と一致する、と主張するのである。

保険の概念規定によって「保険ファンド」範疇を反対規定するという方法的欠陥が、「準備ファンド」範疇を消費的領域にまで敷衍せしめる結果を導いてしまった、と言えよう。

しかしながら、マルクスが、生産的領域における偶発的な損害に対する補償手段として規定した「保険ファンドあるいは準備ファンド」範疇に、消費的領域における補償手段をも包摂すべきことを説いている箇所を、残念ながら筆者は知らない。むしろ、マルクスは、常にこの両者を厳しく区分し、それぞれの社会経済的な役割や機能を明示しているのではないだろうか。

その好例を、チャバイ氏自身も引用している『ゴータ綱領批判』に示された社会的総生産物の分配図式に見ることができるのであるが、チャバイ氏のこの図式に対する解釈の仕方から、われわれは逆に氏の混乱をはっきりと確認することができるのである。

チャバイ氏は、マルクスが『ゴータ綱領批判』の分配図式の第一段の控除三種類を掲示した後、「『労働の全収益』中からこれらのものを控除することは経済上の必要であって、この控除の大きさは、もちあわせている手段と力とにおうじて、また一部は確率計算によって決定されるべきものであるが、けっして、正義によって算定できるものではない<sup>20)</sup>」と述べている部分の解釈について、E.シュッテ(Ehrenfried Shütte)とモティレフ氏とを批判して、次のように主張している。

「シュッテはかつて、この定義を間違って解釈した。……マルクスはここで、ラサールによって提示された『労働の全収益を(削減なしに)公平に分配すること』という文句の不条理さを皮肉口調であばいたのである。すなわち、列挙された控除項目は決して分離できないし、それらはまた、正義によるのでもない、ということである。したがって、この章句は保険とは関連しない。大数の法則に立脚する確率計算 *Wahrscheinlichkeitsrechnung* というのは、この章句に限って意味をなすのであるから、『確率計算』という言葉の前の『一部は～されるべきである *teilbar*』という言葉は、必然的に保険ファンドあるいは準備ファンドにおける確率計算の利用だけに係わるのである。しかも、この場合、確率計算は一方(保険ファンド)にだけでなく、両方(保険ファンドと準備ファンド)に当て嵌るのである。その他の二種類の控除項目の場合には、確率計算は不要である。次に挙げるのは、人々がどうしてその解釈を間違ってしまうのかを示す例である——最近では、ソ連邦のモティレフの場合も同じ解釈上の間違いをしている……<sup>41)</sup>」。

ここでは、「確率計算」という言葉が三種類の控除すべてに係わるか否かについて論述されているのであるが、それはともかく、今一度チャバイ氏の見解を想起されたい。チャバイ氏は、「保険ファンド」範疇と「準備ファンド」範疇の適用分野を生産部面のみならず消費部面にまで拡大している。となると、これら両ファンドは剰余生産物だけでなく、社会的消費ファンドからも形成されることになってくる。しかし、マルクスが、これらの控除項目を生産手段に関してのみ示したことは言うまでもない。事実、マルクスは社会的総生産物からこれら三種類の控除を行なった後、「総生産物の残りの部分は、消費手段としての使用にあてられる<sup>42)</sup>」(傍点筆者)と述べているのである。

しかも、チャバイ氏が「準備ファンド」範疇に含めることができると主張する「労働不能者等のためのファンド」は、準備ファンドとは別に、つまり「保険ファンド」あるいは「準備ファンド」をも含む三種類の控除を行なった後、それらと全く無関係に形成される範疇なのである。

したがって、チャバイ氏の見解は、マルクスの叙述とも相容れないだけでな

く、両ファンドの社会経済的な機能や役割——とくに、社会的総生産物の分配・再分配との関連において——、適用分野、利用目的あるいは形成源泉などについての比較分析もまったく行なわれておらず、今やその基礎を失うこととなったのである。

以上、チャバイ氏の保険ファンドおよび保険についての見解を検討し、二つの問題点を呈示したわけであるが、全体的に見てこれは、“入用理論の援用によってもたらされた混乱と矛盾の論理である”との謗を免かれ得ないであろう。

- (1) 印南前掲訳稿「ハンガリーにおける保険の理論と実際」、明大商学論叢第50巻第1号、11～12頁。
- (2) D. Csabay, a.a.O., Seite. 2 bis 3.
- (3) D. Csabay, a.a.O., Seite. 9 bis 10.
- (4) D. Csabay, a.a.O., Seite. 11.
- (5) D. Csabay, a.a.O., Seite. 15.
- (6) D. Csabay, a.a.O., Seite. 5.
- (7) チャバイ氏は、保険ファンドの所有権に関して、以前の見解を訂正し、「……保険ファンドは……保険を組織する施設によって形成される……」（印南前掲訳稿、9頁）と述べている。
- (8) J. Boncelj, a.a.O., Seite. 20.
- (9) D. Csabay, a.a.O., Seite. 9.

また、チャバイ氏は、「ハンガリーにおける保険の定義と保険の社会主義的内容とに関する理論の発展」（印南前掲訳稿）の中でも、「……自家保険は、マルクスによって示された保険概念の本質的特徴を含んでいないので」、「……我々は、自家保険は……保険の中に含めない。保険とは一定の目的に関し、リスクの分割に基づいて行なわれる貨幣ファンドの形成……であり、いわゆる自家……保険なるものは、むしろ自家充足……もしくは自家保証……と呼ぶ方がふさわしいであろう」（12頁）と述べている。

- (10) D. Csabay, a.a.O., Seite. 8.
- (11) D. Csabay, a.a.O., Seite. 6.
- (12) D. Csabay, a.a.O., Seite. 7.
- (13) D. Csabay, a.a.O., Seite. 8.
- (14) 印南前掲稿「社会主義国における保険論争」、12頁（D. Csabay, a.a.O., Seite. 4.）。
- (15) D. Csabay, a.a.O., Seite. 9.
- (16) D. Csabay, a.a.O., Seite. 6.
- (17) D. Csabay, a.a.O., Seite. 13.
- (18) 印南前掲訳稿、13頁。
- (19) チャバイ氏は、たんに「保険ファンドの源泉は生産領域では剰余価値ならびに剰余生産物で



あり、消費領域では社会の消費ファンドである」(Seite. 10.)と述べているに過ぎない。

(20) Karl Marx, *Kritik des Gothaer Programms*, (前掲全集第19巻), 19頁。

(21) D. Csabay, a.a.O., Seite. 10. Anm. 43.

(22) Karl Marx, a.a.O., (前掲全集第19巻), 19頁。